

あいとぴあレインボープラン

狛江市障がい者計画

進捗管理

令和4年度報告書

目次

序章	はじめに	1
1	進捗管理	3
2	本報告書の構成	3
3	進捗評価の方法	3
4	進捗評価の流れ	5
第1章	進捗管理シート	7
第2章	委員会からの意見シート	19

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、令和3年3月にあいとぴあレインボープラン(狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)(以下「本計画」という。)を策定して、「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念としました。この基本理念を踏まえた4つの施策の体系を設定して、障がい者福祉施策を推進しています。

本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組状況について、狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行います。

なお、本計画のうち狛江市障がい者計画の把握や評価については本書で、狛江市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の把握や評価については「狛江市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画サービス見込量進捗状況」シートで行います。

2 本報告書の構成

(1)進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた施策及び事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規に実施する事業等事業の進捗管理が必要と認められる事業について、当該年度に実施したことを「Do(実行)」の欄に、当該事業の実施結果を踏まえた

重点施策の評価を3(2)で示す基準に従い「Check(評価)」の欄に、当該事業の課題及び改善点を「Act(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)」の欄に記載します。

(2)委員会からの意見シート

(1)の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映します。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会での議論、検討を行い、下記のとおりの評価基準とします。

(1)評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

(2) 評価基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例】施策1に係る4つの事業の令和4(2022)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和4年度の年次目標の達成状況
施策1	事業 a	達成
	事業 b	未達成
	事業 c	未達成
	事業 d	達成

この場合、事業aから事業dまでの令和4(2022)年度の達成率は2/4で50%となりますので、評価はBとします。

(3)担当課について

あいとぴあレインボープラン狛江市障がい者計画進捗管理 令和4年度報告書(案)を含む、各計画捗管理報告書における各事業の「担当課」は以下のとおり表示します。

福…福祉政策課 **相**…福祉相談課 **高**…高齢障がい課 **子**…子ども政策課

第1章1の表中「担当課」欄に複数課が記載されている場合は、黒背景白字が「主担当」、白背景黒字が「主担当以外の関係部署」とします。複数課を記載する場合の順序は、狛江市組織規則(平成 20 年規則第3号)別表第1の順序とします。

4 進捗評価の流れ

令和4年度の狛江市障がい者計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会障がい小委員会において進捗評価を審議し、確定しました。

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
担当課による自己評価										庁議	報告書をHPに公開	
		障がい小委員会①		障がい小委員会②			次期計画に反映			報告書を報告		
		報告書(案)を審議		報告書(案)を確定								

第1章 進捗管理シート

基本 目標	施策		Plan（主な事業内容）	担当課	頁	指標	Do （実行）	Check （評価）	Act （事業を実施するに当たっての課題及び改善点）
	大	小							
1	地域で暮らし続けられる基盤づくり								
	(1) 地域における生活の拠点の構築								
	① 【拡充】地域生活支援拠点の整備						C		
	a	地域生活支援拠点の整備を行います。	高	218	-	整備に向けて進めていたが、物価高騰等の影響により施設の規模を縮小することとしたため、1年間スケジュールが後ろ倒しとなった。			定員の減少はあるものの、機能に変更はなく、引き続き施設の設置及び運営を行う法人と連携し、拠点の整備に取り組んでいく。

基本 目標	施策		Plan（主な事業内容）	担当課	頁	指標	Do （実行）	Check （評価）	Act （事業を実施するに当たっての課題及び改善点）
	大	小							
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり								
	(1) 地域における相談支援の充実								
	① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実								
	a		複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。	福 相 高	220	-	地域生活支援拠点の整備スケジュールを1年間後ろ倒ししたことにより、併せて基幹相談支援センターについても設置時期の見直しを行った。 包括的相談支援体制構築に向けて関係機関との情報共有連携について、精神障がい当事者又は疑わしき方への相談、支援が増加しているため、行政、多摩府中保健所、医療機関、民生・児童委員や市民活動団体等、様々な関係機関と連携し、支援方法、社会資源へつなぐ等、継続的な支援を行った。	B	障がい小委員会の答申を基にこれまでの議論を整理し、具体的な検討に取り組んでいく。 ケースによっては既存の支援機関と繋がっている場合がある。課題解決のために、新たな支援機関、団体の発掘も必要に応じて取り組んでいく。

基本 目標	施策		Plan（主な事業内容）	担当課	頁	指標	Do （実行）	Check （評価）	Act （事業を実施するに当たっての課題及び改善点）
	大	小							
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり								
	(1) 地域における相談支援の充実								
	① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実								
	a	複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。	福 相 高	220	-	福祉総合相談窓口において、福祉的な支援を要する障がい者や高齢者の介護、療育、虐待等に関する相談支援を行うとともに、高齢、障がい、生活困窮等の課題を複合的に抱える世帯に対し、庁内各相談窓口や支援事業所、保健所、医療機関、警察署等と協働し、必要な支援を行った。	B (再掲)	複雑化・複合化した課題のある世帯が顕在化しており、支援事例の件数が増加しているため、専門職等の適切な人員配置の検討を行っていく。	
	b	地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。	福	221	-	【あいびあエリアでの効果的な支援について】関係機関と連携し、精神障がい当事者の手芸製作物の「お譲りの場」を実施した。多摩川住宅住民向けの広報誌を作成し、高齢者へ外出機会の創出や情報提供のツールとしても活用した。相談会や認知症カフェ等にアウトリーチを行うことで、その場に訪れた市民から相談を受けるケースがあり、困りごとを関係機関につなげるきっかけになった。		引き続き、フォーマル、インフォーマル問わず、様々な団体が行う「集いの場」へ定期的に訪問や参加をし、課題を抱えた方の早期発見を行っていく。特に多くのインフォーマルな団体とのつながりを作り、課題の発見や資源の発掘等を行っていく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり								
	(1) 地域における相談支援の充実								
	① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実								
								B (再掲)	
		b	地域包括ケアシステムの 全市的な展開のため、コミ ュニティソーシャルワー カーを配置して、地域へ効 果的な支援を行います。	福	221	-	<p>【こまえ苑エリアでの効果的な支援について】 学習塾を営む個人の方から、家庭の事情で塾等 に行きたくても行けない方の助けになりたいとの 申し出があり、関係機関に呼び掛け、複数の希 望者につなぐことができた。希望者の中には、不 登校の世帯で当初親との関わりのみだったが、そ の後本人との面談を経て、居場所につながる事 例があった。</p> <p>【こまえ正吉苑エリアでの効果的な支援について】 コミュニティソーシャルワーカー(以下「CSW」とい う。)の配置初年度であったため、ポスティングや 関係各所(町会・自治会、障がい者支援事業 所、高齢者支援事業所、民生・児童委員、市民 活動団体等)への挨拶を通じて周知に努めた。 実際にチラシやホームページを見て寄せられた 相談の中には、精神疾患や発達障がい疑わ れるケース、手帳は持っているもののサービス利 用にはつながっていなかったケース等があり、本 人の思いを聞きながら必要に応じて医療機関や サービスへつなぐ支援を行った。</p>		<p>店舗、企業との連携はまだ十分 ではないため、更に関係構築に 努める必要がある。今後はふらっ となんぶの資源を生かし、不登 校の子ども若者向けの支援に取り 組んでいく。</p> <p>駅やバス停から離れた住宅が多 いエリアであり、実際に「相談窓口 に行くのはハードルが高い」という 住民の声も聴いているため、アウ トリーチに力を入れる必要があ る。また、公的な制度では解決で きない課題に対応するため、イン フォーマルな社会資源との連携 強化に取り組んでいく。</p>

基本 目標	施策		Plan（主な事業内容）	担当課	頁	指標	Do （実行）	Check （評価）	Act （事業を実施するに当たっての課題及び改善点）
	大	小							
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり								
	(1) 地域における相談支援の充実								
	① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実								
	c		地域自立支援協議会において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討する体制を構築します。	相 高	221	-	包括的な相談支援体制の整備を見据え、障がい者福祉分野と高齢者福祉分野のそれぞれの相談支援機関がチームとしての支援力を向上させる必要性について、地域生活課題として、協議会に対して報告があった。これを受け、相談支援事業所、障がい通所事業所、地域包括支援センターが共に事例検討会に参加し、連携を図った。	B (再掲)	障がい者福祉分野と高齢者福祉分野の連携を図るための取組みを継続するとともに、協議会においても障がい者の高齢化や重度化、複合化した世帯の課題等について、検討できる体制を構築していく。

基本 目標	施策		Plan(主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題 及び改善点)	
	大	小								
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
	(3) 切れ目のない障がい児(者)支援の実施									
	④							A		
	a		<p>医療的ケアを必要とする障がい児を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。(一部再掲)</p>	相 高 子	223	-	<p>医療的ケアを必要とする障がい児については障がいケースワーカー、児童発達支援センター、相談支援事業所、保健所、医療機関、医療的ケア児コーディネーター等がそれぞれの役割において保護者の意向を確認しながら、障がい児が地域で安心して生活をするための支援体制について、随時協議し、支援した。</p> <p>医療的ケア児支援コーディネーターを配置するとともに、医療的ケア児支援部会を2回開催し、保健所や病院、訪問看護ステーション、庁内関係部署等の連携を図り、情報共有を行った。</p>		<p>医療的ケアを必要とする障がい児の通所先や短期入所先等の社会資源の把握について、医療的ケア児コーディネーターと連携し、必要時にサービス利用ができる体制を整えていく。</p> <p>医療的ケア児支援コーディネーターの存在を周知するため、令和5年度は病院等との連携を強化していく。</p>	

基本 目標	施策		Plan(主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たって の課題及び改善点)
	大	小							
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
(3) 切れ目のない障がい児(者)支援の実施								A (再掲)	
④ 【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築									
	a	医療的ケアを必要とする障がい児を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。(一部再掲)	相 高 子	223	-	令和5年度に医療的ケア児を学校に受け入れるため、医療、福祉、教育等との一層の連携に努め、受入体制を整えた。		学校、保育園、幼稚園、児童発達支援事業所等で医療的ケア児の入園や入所の相談が増えているため、関係機関との一層の連携を図っていく。	

基本 目標	施策		Plan(主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての 課題及び改善点)
	大	小							
3	自立と社会参加を進めるシステムづくり								
	(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消								
	② 【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供							A	
	a	障がい者支援施設の 地域交流を推進する 等、障がいのある人も ない人も交流できる機 会を創出します。	福	225	-	こまえ苑エリアに多世代・多機能型 交流拠点「ふらっとなんぶ」を開設 し、運営を開始した。 市内の多世代・多機能型交流拠 点の運営に対して地域福祉推進事 業補助金を交付し運営の支援を行 った。 視覚障がい者の読書環境整備に 向けた取組を推進するため、マル チメディアDAISYと音訳の講習会を それぞれ3回開催し、それぞれ参 加者7名、点訳講習会を3回開催 し、参加者5名であった。		「ふらっとなんぶ」のフリースペ ースの活用や、様々なイベント を通じて障がいのある人もない 人も交流できる機会を創出し ていく。 地域福祉推進事業補助金で 行った支援を踏まえて、市内 の拠点運営事業者と新たな支 援方法を協議していく。 録音資料製作に係るスキルア ップに向けた講習会を継続し て実施し、読書環境整備に向 けた取組を推進していく。	

基本 目標	施策		Plan(主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての 課題及び改善点)
	大	小							
4	安心で安全に暮らせるまちづくり								
	(1) 避難行動要支援者支援体制の充実								
	② 【拡充】災害時に関する支援							B	
	a	避難行動要支援者の支援体制の整備を進めます。	福相	226	-	<p>ガイドラインの改定内容を踏まえ、狛江市内の福祉・医療関係団体関係者に協力をいただきながら狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの改定について検討を行い、狛江市避難行動要支援者避難支援連絡協議会(以下「協議会」という。)に検討状況を報告した。</p> <p>在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画について、更新及び新規作成し、有事に備え、関係者の連絡先、災害用備蓄、停電時等の対応について情報整理、共有している。</p>		<p>令和5年度の「狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン改定」に向けて早期にプラン改定素案について、協議会で協議を行う。当該協議結果を踏まえて、令和5年度から上位計画である地域防災計画の改定作業と連携を図りながら、プラン改定に向けた検討をしていく。</p> <p>在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画内容の更新や、新規対象者について、漏れなく作成していくため、リストによる一括管理を継続していく。</p>	

第2章 委員会からの意見シート

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
1	地域で暮らし続けられる基盤づくり		
	(1) 地域における生活の拠点の構築		
	①	【拡充】地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点についてはその役割に大きな期待が寄せられていることから、関係機関との連携により円滑な整備に向けて取り組んでいただきたい。また、整備する拠点と地域との連携・交流のあり方についても引き続きご検討をいただきたい。 ●拠点のメインともいえる重度の障がいがある方対応のグループホームであるので、規模の縮小は残念に思うが、障がいのある方達にとって狛江市が住みやすいまちになるための第一歩となるので、予定どおりに整備が進むことを期待する。 ●体験の場としても機能することを期待する。 ●地域生活支援拠点の整備は、障がい福祉関係の社会資源が不足している狛江市にとって非常に重要であるので、しっかり進めて欲しい。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり			
(1) 地域における相談支援の充実			
	①	【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職等の適切な人員配置について、支援事例の増加に対応できるよう、必要な部署での増員や雇用形態の見直しについて御検討をいただきたい。 ●基幹相談支援センターは複雑化・複合化した課題を解決するために必須である。計画どおりに設置され、専門性とともにも他の機関を引っ張って行くようなリーダーシップも発揮してもらいたいと思う。 ●CSW の設置により色々な課題が発見されるようになってきた。取り組みの継続をお願いしたいところだが、CSW の負担軽減についても検討が必要だと思う。 ●専門職等の適切な人員配置について、市内の障がい福祉サービス職員も含め検討いただくことを期待する。 ●基幹相談支援センターの整備と地域生活支援拠点の整備は全く関係のない別々の事業である。基幹相談支援センターがまだ未整備である点は、地域生活支援拠点の整備計画の延期に関係しないため、設置時期の見直しをすること自体に違和感がある。基幹相談支援センターが担う役割は、CSW や地域包括支援センターと重複しない独自の役割があり、そのことに取り組めていない現状を重視すべきだと考える。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり		
	(3) 切れ目のない障がい児(者)支援の実施		
	④	【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアを必要とする障がい児の社会資源について、医療的ケアを必要とすることだけをもって既存のサービスの利用を拒否されることなく、個々の児童の特性に応じて多様なサービスにつながるよう関係機関の連携が進むことが望ましい。医療的ケアを必要とする障がい児本人や保護者の希望に応じて、地域の学校や保育所等に通学・通園することも選択肢とできるような体制構築に期待したい。 ●医療的ケア児コーディネーターを上手く活用しながら保健、医療、福祉、教育等の横の連携を進めていきつつ、課題である重度心身障がい児(者)が利用できる施設(福祉サービス)についての検討も進めていただきたい。また、「基幹」の役割を担うであろう児童発達支援センター(ひだまりセンター)にも期待している。 ●医療的ケア児が療育につながるまでの流れが整理されることを期待する。児童発達支援センターの相談機能と医療的ケア児コーディネーターの連携体制の検討を期待する。 ●狛江市と医療的ケア児支援コーディネーターとの契約が個人との契約となっており、属人的な状況にある。連携体制を構築できたとしても、維持継続するには組織的な後ろ盾が必要ではないか。事業の継続に関しては疑問が残る。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3 自立と社会参加を進めるシステムづくり			
(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消			
	②	【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●こまえ苑エリアにおける多世代・多機能型交流拠点での障がいのある人もない人も交流できる企画のほか、他のエリアにおいても市民活動団体等と連携して同様の企画が検討されることを期待する。 ●各エリアに多世代・多機能型交流拠点が設置され、それぞれ特色のある活動が行われていることは喜ばしく、益々の発展を期待している。一方、障がい当事者の方の関わりはまだ少ないように感じられるので、障がい当事者が関わるような取組みについても検討していただければと思う。 ●自立支援協議会に当事者部会があるので、そちらの活動に活躍を期待したい。部会員からの発信だけでなく、地域の課題を共有することで取組みの視点が広がるのではないではないか。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
4 安心して安全に暮らせるまちづくり			
	(1) 避難行動要支援者支援体制の充実		
	②	【拡充】災害時に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●改定ガイドラインを踏まえつつ徐々に課題解決に取り組んで欲しいと思う。歩みを止めないことが大事である。 ●プラン改定は必要なことである一方で、障がい福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)が義務化されることも視野に入れ、障がい福祉サービス事業所の従事者を対象に、避難行動要支援者や福祉避難所に対する理解を深める働きかけがあった方が良い。市の計画と民間事業所のBCPが噛み合わなければ、プランの実効性は確保できないのではないかと。

刊行物番号 R5-45

あいとぴあレインボープラン
(狛江市障がい者計画)
進捗管理
令和4年度報告書
令和6年3月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111(代)

頒布価格 40円